公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月１８日

富谷市長　若 生　裕 俊

１　公募型プロポーザルに付する事項

⑴　業 務 名　令和９～１０年度　富谷市ふるさと納税支援業務（単価契約）

⑵　履行場所　富谷市　市内一円　地内　他

⑶　履行期間　契約締結日から令和１１年３月３１日まで

⑷　概　　要　市のふるさと納税に係る寄附申込の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の拡充及び書類の発送等を委託するもの。

【主な業務内容】

①寄附受付及び寄附情報管理業務

②広報・プロモーションに関する業務

③返礼品の企画、開発、拡充に関する業務

④返礼品提供事業者等への返礼品の発注及び配送管理業務

⑤返礼品提供事業者等への支払業務

⑥寄附者等からの問い合わせ対応に関する業務

⑦寄附者への寄附金受領証明書、お礼状及び寄附金税額控除に係る申告特例申請書の作成及び発送に関する業務

⑧ワンストップ特例制度に関する業務

⑸　委託料上限額　　寄附金額の 5%（消費税及び地方消費税を除く。）

⑹　支払条件　前払　なし　　部分払　あり

２　参加資格に関する事項

別紙「富谷市ふるさと納税支援業務公募型プロポーザル実施要領　５　参加資格」の条件を全て満たすこと。

３　手続等

⑴　担当課

区　　分	担　当　課	電 話 番 号	住　　所
受付担当課	企画部財政課	022‐358‐0619	〒981－3392 富谷市富谷坂松田３０番地
業務担当課	企画部財政課	022‐358‐3212 （ふるさと納税担当）	

⑵　参加表明書の取得方法

参加表明書類の取得は、５の表に示すとおりとする。

⑶　設計図書等の閲覧等

当該業務に係る仕様書及び関係書類（以下「設計図書等」という。）は、閲覧に供する。

設計図書等の閲覧期間及び場所は、５の表に示すとおりとする。

⑷　疑義事項について

① 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、５の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。

② 質問書に対する回答書は、５の表に示す期日に富谷市ホームページ上へ掲載する。

4 参加資格の確認等

⑴ 申請書類

参加希望者は、次に掲げる書類（①については、３の⑵により配付する様式による。）を正１部提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

① 参加表明書（様式第１号）

② 会社概要書（様式第４号）

③ 業務実績書（様式第５号）

④ 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書（未納がないことの証明）
（発行後３か月以内のもの。写し可）

⑤ 申請者の所在地及び名称を記載し、１１０円切手を貼付した返信用封筒１枚

⑵ 参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

① 提出方法

持参または郵送（書留郵便）による。

なお、封筒には「プロポーザル参加申請書類在中」と朱書きすること。

② 提出期限及び場所

５の表のとおりとする。

⑶ 参加資格の有無については、５の表に示す期日に通知する。

⑷ 参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

⑸ ⑷の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を財政課へ提出するものとする。

5 日程等

手　続　等	期　間・期　日・期　限	場　所
設計図書等の閲覧及び参加表明書取得	期間 令和８年１１月１８日（水）から	富谷市ホームページ
質問の受付 （メールによる受付）	期間 令和８年１１月１８日（水）から 令和８年１１月２６日（木） 正午まで	富谷市富谷坂松田３０番地 企画部財政課 【メールアドレス】 hurusato@tomiya-city.miyagi.jp
質問回答	期日 令和８年１１月３０日（月） （最終更新）	富谷市ホームページに掲載
参加表明書提出期限	期限 令和８年１２月７日（月） 午後５時１５分まで	郵送又は持参 富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所　２階　企画部財政課
業者登録証発送	期日 令和８年１２月１１日（金）発送	不適格の場合のみ、事前に電話連絡します。
企画提案書等の提出 （提出部数８部）	期限 令和８年１２月２１日（月） 午後５時１５分必着	郵送又は持参 富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所　２階　企画部財政課

一次審査結果通知 (応募者が６者以上の場合) 及び二次審査案内	期日 令和８年１２月２５日（金）	郵送等による通知
二次審査会(プレゼン)	期日 令和９年　１月１２日（火）	富谷市富谷坂松田３０番地 富谷市役所　３階　会議室
二次審査結果通知	期日 令和９年　１月１５日（金）	郵送及びホームページ掲載

（注）　上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する国民の祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

６　失格条件

２に示す参加資格の条件を満たさなくなった者又は提出書類に虚偽の記載をした者。